<table>
<tr><td colspan="4">海　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号等</td><td>――――――――</td><td>仕　様　書　番　号</td><td>ZDP－R－X0006－7</td></tr>
<tr><td rowspan="4">名　　　称</td><td rowspan="4">航空機用輸入部品
(サープラスニュー)
調達共通仕様書</td><td>防衛大臣承認年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>作　成　年　月　日</td><td>12.　5.　8</td></tr>
<tr><td>改　正　年　月　日</td><td>29.　3.　30</td></tr>
<tr><td colspan="2">航空補給処航空機部航空機整備課</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，海上自衛隊の航空機に使用する輸入部品のうち，サープラスニューの調達について適用する。

1.2　用語の定義

この仕様書で用いる主な用語の定義は，ＭＨＰ－Ｖ－５１０３０の 1.2 による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

ＭＨＰ－Ｖ－５１０３０　航空機部品（輸入）共通仕様書
ＭＨＰ－Ｖ－５６０１６　航空機等輸入品検査共通仕様書
ＭＨＰ－Ｖ－６２０１０　航空機部品包装共通仕様書

b)　法令等

海上自衛隊契約規則（平成２７年海上自衛隊達第４号）
海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第１８３号。２７．３．１８）
海上自衛隊において調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等（海幕経第２５５９号。９．５．３０）
海上自衛隊補給実施要領（補本装補第２０７２号。１８．１２．２７）

c)　技術資料

海上自衛隊航空機部品保管期限表

2　製品に関する要求

2.1　一般的要求事項

一般的要求事項は，ＭＨＰ－Ｖ－５１０３０を満足するものでなければならない。

2.2　品質的要求事項

製品の品質的要求事項は，ＭＨＰ－Ｖ－５１０３０の 2.3.2 により，証明書等を提出す

るものとする。

2.3　材料，構造，形状，寸法及び性能

材料，構造，形状，寸法及び性能は，仕様及び製造図面等に記載されたすべての要求事項を満足するものとする。

なお，材料にアスベストを使用してはならない。

2.4　製品の表示

製品の表示は，ＭＨＰ－Ｖ－５１０３０の2.1.1 による。ただし，小物部品で表示が困難である場合は，個装ごとにストックタグ等で表示するものとする。

2.5　エイジ・コントロール

エイジ・コントロールは，［海上自衛隊航空機部品保管期限表］及びＭＨＰ－Ｖ－５１０３０の 2.2 を対象品目とする。

2.6　品質管理

製品は，認定製造会社及び公認製造業者が認定を受けた品質管理制度のもとで製造されたものとする。

2.7　機能試験

個別仕様書又は調達要領指定書で機能試験を要求されている品目については，当該製造図面等によって機能試験を実施し，当該試験に合格したものでなければならない。

3　品質保証

3.1　社内検査

社内検査は，ＭＨＰ－Ｖ－５６０１６の 3 によって実施し，検査成績書（**様式適宜**）を作成するものとする。なお，ＩＮＶＯＩＣＥ及び証明書等（**様式適宜**）を添付するものとする。

3.2　監督・検査

監督及び検査は，**海幕経第２５５９号**の**別冊第２**（標準資料監督・完成検査実施要領）及びＭＨＰ－Ｖ－５６０１６の 3によって実施する。

4　出荷条件

4.1　納入条件

納入する製品は，個別仕様書又は調達要領指定書で指定された場合を除き，ＭＨＰ－Ｖ－５１０３０ の 4.1 によって１年以内に当該輸出国において所要の検査が行われたものとする。ただし，エイジ・コントロールの対象品目は，官の検査日からさかのぼって１年以内に製造されたものとする。

4.2　包装

包装は，ＭＨＰ－Ｖ－５１０３０ の 4.2 によって，原則として内装及び外装は輸入時の使用材料を再使用するものとし，ＰＩＦの提出は必要としない。

4.3　包装の表示

包装の表示は，ＭＨＰ－Ｖ－６２０１０ による。

なお，エイジ・コントロールの対象品目は，［海上自衛隊航空機部品保管期限表］によって，ストックタグに処置記号等を記入する。

5　その他の指示

5.1　特記事項

特記事項は，個別仕様書又は調達要領指定書による。

5.2　提出書類

提出書類は，海上自衛隊契約規則及び海上自衛隊補給実施要領によるほか，**表１**による。

表１－提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	提出先	備　考
1	検査成績書	1	完成検査時	検査官	**様式適宜**
2	検査等申請書	3	完成検査時	検査官	**海幕経第183号 書式第22**
3	納品書	6	部品納入時	分任物品管理官	**補本装補第2072号 海補3021様式**

5.3　安全管理

契約相手方は，個別仕様書又は調達要領指定書で指定する危険物（火薬類，放射性同位元素類，毒物，劇毒物等）及び高圧ガス取扱い並びに公害の発生する恐れのある品目の取扱いについて，法で定められたものはそれに基づき，その他のものは規格等に基づき，適切に安全管理を実施しなければならない。

5.4　疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は，契約担当官等と協議するものとする。